

飯南町中小企業制度融資信用保証料補助金制度 をご活用ください

島根県制度融資等を利用する町内の中小企業・小規模事業者に対して、島根県信用保証協会へ支払う信用保証料の一部を補助し、事業者の円滑な資金調達を支援します。

対象となる融資制度

・島根県中小企業制度融資要綱別表に規定されている融資制度（経済変動等資金「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加）

・島根県信用保証協会：小口追認保証制度「かなえ」、フォーカスⅢ
・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた融資制度

対象となる経費

島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の内、60ヵ月以内の期間に相当する経費
※一括支払分または分割支払初回分に限る。

補助率

補助対象経費の1/2（補助上限20万円）

交付の流れ

融資実行日から6ヶ月以内に
・補助金交付申請書と保証協会証明書、町税滞納調査への同意書を準備する。
（申請書は、飯南町または商工会にあります。）

↓

・商工会へ提出（意見書の発行）

↓

・商工会が飯南町へ申請書類一式提出

↓

・飯南町交付決定

↓

・申請者へ交付決定書と請求書を送付

↓

・指定口座へ振り込み 完了

申請者

次の条件を満たしている方

・飯南町に主たる事務所または住所を有する
商工業者

・飯南町の町税を完納している者。

※同一年度内に既に当該補助金の交付を受けた者は除きます。

申請書類

次の書類を提出してください。

・補助金交付申請書
・島根県信用保証協会が発行する信用保証料受入証明書
・町税滞納調査への同意書
・飯南町商工会の意見書 ※商工会で発行

申請期限：融資実行日から6ヶ月以内

注意事項

申請期限が、融資実行日から6ヶ月以内となっておりますが、準備が整い次第、申請手続きの準備をお願いします。

お問い合わせ

飯南町産業振興課

担当：商工振興担当 電話 76-2214